

前橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の改正について（議案第129号）

障害福祉課

1 改正の理由

こども家庭庁設置法等の施行により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を定める規定において、引用している省令の名称を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に改める。

3 施行期日

公布の日